

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月から19年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月から19年6月まで

20歳になった平成16年12月ころ、母が社会保険事務所に出向き、国民年金保険料の免除申請をした。その後20年7月に、海外転出という理由により、私の国民年金の記録が取り消されていることが判明した。住民票を動かしておらず、海外転出もしていないのに海外転出として扱われ、免除とされていないことに納得できない。18年5月に20歳になった妹の保険料は免除となっているので、申立期間の保険料が免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成16年12月ころ、その母親が国民年金保険料の免除申請をしたと主張しているところ、A市の平成16年度国民年金受付処理簿には、16年12月、海外転出を理由に申立人の国民年金被保険者資格の取消しがされた旨の記載が確認できる。しかしながら、実際に申立人の住民票及び戸籍の附票を見ても、申立人が海外転出したことをうかがわせる記載は無く、後日、申立人が住民票を添えて苦情申立てを行った結果、申立人の20歳からの国民年金被保険者資格が回復されたことから、申請の窓口である社会保険事務所において、事実と反する不適切な処理を行ったものと認められる。

また、申立人の母親によれば、「平成18年5月に申立人の妹の保険料の免除申請に訪れた社会保険事務所の窓口で、申立人の保険料免除について申し出た気がする。」としており、事実、同月から申立人の妹の保険料は全額免除とされていることが確認できることから、その主張には信憑性^{しんぴようせい}がうかがえ、社会保険事務所において、上記の不適切な処理が行われた経緯をかんがみれ

ば、何らかの過誤があった可能性も否定しきれない。

さらに、申立人の母親の扶養証明書及び所得証明書から判断すると、免除申請した際に、その家族状況や収入状況をもって免除が承認されなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和51年7月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から51年1月まで
② 昭和51年7月から同年8月まで

私は、昭和44年5月ころ、国民年金に任意加入し、51年ころまで市役所から送付されてきた納付書により市役所、郵便局、A銀行で保険料を納付してきた。記録を確認したところ、申立期間が未納となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号はB市役所保管の国民年金被保険者名簿に昭和51年2月13日手帳交付と記載があること、国民年金記号番号払出簿に夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていること及び夫婦共に保険料を納付していたことが確認できることから申立期間について、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は納付書方式により保険料を納付していたとしているが、B市役所によれば保険料納付が納付書方式になったのは47年4月からだとしており、申立人の主張と相違している。

また、当該期間はその夫が厚生年金保険に加入しており、申立人の国民年金手帳は昭和51年2月13日に交付されていることから、当該期間は任意加入期間となり、加入日前のため特例納付及び過年度納付をすることはできず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。その当時、母、叔父、私の 3 人分の保険料を祖父が納税組合を通じて納付してくれていた。私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間に未納が無い上、49 年 1 月から付加保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、その祖父が申立人の母及び叔父の分も含め、納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立内容のとおり、申立人家族が当時居住していた地区には、国民年金保険料の収納業務を担当していた納税組合が確認でき、同居家族の申立期間に係る保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出日から、申立期間は、現年度保険料として納付することが可能な期間であり、それ以前の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料を過年度納付しながら、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 195

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になったので、旅館（家業）の事務員が国民年金の加入手続きを行い、保険料は保険委員を通じて毎月納付した。結婚後も新住所で妻の保険料とともに毎月納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、保険委員を通じて毎月納付したとしているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、しかも、国民年金の加入手続きを行ったとされる旅館の事務員は他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 11 月 12 日時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であり、過年度分の保険料は保険委員を通じて納付することはできず、このことから、申立人は、納付可能な現年度分に係る 50 年 4 月から納付したものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿について類似名をも含め調査したものの、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できなかった。

加えて、申立人が提出した昭和 48 年度第二期分国民年金保険料預り証は姓のみで、名前の記載がないため、その妻のものである可能性も否定できず、申立人に対して発行されたものと特定することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 95

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 16 日まで

以前勤務していた会社が平成 4 年 1 月 31 日で倒産し、その業務を引き継いだ A 社に、一部の同僚と共に再就職した。勤務は 1 日 8 時間で全員 1 時間残業するのが通例だった。

平成 4 年 12 月にバイクで怪我をしたとき、自分の健康保険証を使用して通院した。社会保険料は給与から控除されており、雇用保険の記録は正しいので、社会保険の記録も正しくしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、会社から提出された労働者名簿、同僚の証言及び申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。しかし、労働者名簿には、厚生年金保険に加入している者はその被保険者番号が記載されているところ、申立人は、雇用保険の被保険者番号のみの記載となっている。

また、申立人を含め、前の会社から雇用された者の半数近くには、A 社での厚生年金保険の加入記録は無く、雇用された全員が厚生年金保険に加入していたわけではないという同僚の証言とも合致する。

さらに、申立人は、休業中の厚生年金保険料の自己負担分を会社から請求を受けて納めたことは無いとしており、事実、申立期間はすべて夫の被扶養配偶者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

私は、A社を退職後2、3か月してB社に勤務した。溶鉱炉で働いていたときに事故に遭い背中に火傷を負った。労災で1か月近く入院したことを覚えており、今も傷が残っているのに厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社の管理地内で勤務していたことは、申立人の事故の記憶等から認められるものの、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人には同僚の記憶が無く、証言が得られないことに加えて、事故の発生日や関係する負傷者の名前及び入院先の病院名等の記憶も無く、関連したと考えられる労働基準監督署、警察署及び新聞社等へ事故について照会を行ったものの、具体的な情報は得られなかった。

さらに、B社では、申立人が在籍したかどうかについて、記録が古く関係書類がないため不明と回答しており、厚生年金保険への加入手続及び保険料納付の状況についても不明である。

加えて、申立人は申立期間当時の給与額、保険料控除額に関する具体的な記憶も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。